

■ 令和3年度 第1回 秋葉区自治協議会

日時：令和3年4月23日（金）午後1時30分

会場：秋葉区役所6階 601・602会議室

1 開会

（区 長）

自ら元気を出して、その元気を発信し、多くの人を元気づける「秋葉区げんき宣言2021」、ただいま実施中の秋葉区長、夏目久義です。どうぞよろしくお願い致します。昨年6月、この秋葉区げんき宣言を初めてこの場所で発しましてから、間もなく1年が近づいております。もう聞き飽きた、もういいよと言われることを目標に、今年もいろいろな場所で発してまいりたいと思っています。

この度は、第8期秋葉区自治協議会の委員としまして皆さんにお務めいただくこと、誠にありがとうございます。新たな方がほぼ半数ということで、私も非常に新鮮な気持ちで今この場所におります。先日は、区長のトークキャラバンということで、秋葉区民の元気を発信する取組みの中に、新たに公募委員に就任くださったお二方にもご協力いただき、ホームページやSNSなどでも紹介申し上げているところです。本来ですと委嘱状をお一人ずつにお手渡しするところですが、現在の状況も鑑み机上にての交付といたしました。申し訳ありません。よろしくお願い致します。

さて、コロナの状況です。大都市圏から新潟市にも徐々に拡大しているという傾向で、新潟市においても県独自の特別警報が出されております。飲食店の時短要請、4月21日から5月9日までということで期間が出されておまして、100パーセントに近いお店からご協力をいただいているという状況です。ワクチンにつきましては、5月16日から集団接種を開始するという予定でございます。なおも生活におきましては、感染予防行動を粘り強く続けていく必要があるということでございます。

このような中で、今日公表の情報ということで、残念なことになりますが、5月3日に対象者の方にご案内申し上げておりますが、秋葉区独自の成人式です。こちらが、さまざまな工夫はしていたつもりではございますけれども、世の中のこういう状況を鑑みまして、ウェブ開催のみにすることといたしました。今日、報道機関にもご説明したいと思っています。会場の中に新成人が入れないという残念な状況なのですが、ステージにおける新成人の言葉ですとか、そういったものがライブで見られるように工夫をしていくというものになっています。

このようにコロナ禍において、催し物ですとか、大規模な会議等がしにくい、こういう状況だからこそ、リモートなども併用しつついろいろな話し合いを重ねていくことが重要でありまして、まさに自治協議会もその場所にあると思っています。何と申しましても秋葉区自治協議会は、8区の中でも非常に議論が活発であるということで、市役所の中ではすっかり一般化されていることをごさいます。まちづくりに向けた熱い思いが感じられる自治協議会というところだと思っています。

感染防止と社会経済の両立のために、あきらめずにこれからも元気な意欲をもち、区役所として「アキハスムプロジェクト」や、特色ある取組みを継続し、秋葉区の発展につなげていきたいと思っています。第8期自治協議会の皆様にぜひお力添えをお願いしたいと思っています。令和3年度、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(委員自己紹介・所属長等自己紹介)

2 議事

(1) 会長及び副会長の選出

(地域総務課長)

続きまして、次第の2番の議事に進んでまいりたいと思います。

最初は、会長及び副会長の選出についてでございます。新潟市区自治協議会条例第5条第1項の規定に「区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」となっておりますので、会長、副会長の選出をここで行わせていただきたいと思います。委員の皆様から、自薦、他薦はありますでしょうか。

(田中委員)

満日コミュニティ協議会の田中です。

会長及び副会長の選出ということでございますが、私から僭越ではありますけれども、会長と副会長を推薦させていただきたいと思っています。

まず会長ですけれども、会長には、やはり時代に沿った多角的な視点、それから豊富な知識をもって、いろいろ多様な意見とか、そういうものも出てきますけれども、それらを取りまとめて進行できるような有識者の方が適任かと思っています。そこで、第7期も会長として務められ、また第8期も有識者ということで選出されました大正大学の准教授、金子洋二委員を会長として推薦したいと思っています。

それから、副会長も推薦したいと思うのですけれども、まちの茶の間 だんだん・嶋岡を運営されている大貫弘美委員を推薦したいと思っています。大貫委員とは、第7

期で2年間、第2部会と、それから広報部会ということで一緒に活動させていただきました。大貫委員は、だんだん・嶋岡を地域包括ケアのモデルハウスということで運営されておりまして、そこで経験を蓄えて、やはりさすがにさまざまなノウハウをお持ちです。いつも大変広い視野から、そして建設的なアイデアをいろいろお話しされて、一緒にやってきまして、私も大変感銘を受けることができました。今回、会長に男性を推薦しましたので、今回は、副会長に大貫委員を推薦させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(地域総務課長)

田中委員、ありがとうございます。そのほか、委員の皆様から自薦、他薦、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいま、田中委員より、会長に金子洋二委員、副会長に大貫弘美委員ということでご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。この拍手をもって了承としたいと思います、よろしいですよ。

恐れ入りますが、皆様からご異議なしということで、会長は金子委員、副会長は大貫委員にお引き受けいただければと思います。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、お二人には、前の方に会長、副会長の席をご用意しておりますので、そちらの席に移動をお願いいたします。

それでは、ただいま選出いただきました金子会長、大貫副会長から、一言ずつごあいさつをお願いします。

(金子会長)

改めまして、皆さんこんにちは。ただいま皆様から会長を仰せつかりました金子です。午前中のガイダンスで申し上げたのですけれども、私、性格が控えめなものですから、もしかすると意欲のある方が自分がやりたいと手を挙げてくださるのを心のどこかで望んだのですけれども、前期からやり残しの仕事もあり、確かに前期は本当に慣れない中で会長を務めさせていただいて、皆さんとの共同作業が本当に楽しかったと、そのような思いもあるものですから、本当に私でその役を果たせるかどうかまだ不安なところではございますけれども、精一杯皆様のお役に立てるように頑張りたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

せっかくですのもう一言だけ、考えていたことがあったのですけれども、前期も、この秋葉区の自治協議会は、議論ともう一つ、行動というものを両輪として進めていき

たいというお話を冒頭にさせていただきました。ガイダンスでも説明がありましたとおり、審議機関としての役割もありつつ、協働の要という、むしろそちらのほうが重要な役割なのではないだろうかと思っている、そのようなものを担っているこの自治協議会なのですけれども、その二つを満たすためには、ここで意見交換をしているだけでは到底果たし得ないと思っています。部会を中心としたさまざまな現場に出て行って活動するという機会がたくさんあるのもこの秋葉区の自治協議会の特徴だと思っていますので、そういうところを、ぜひ皆さんと一緒に積極的にまちに出て、野や山を楽しみながら、議論と行動で、あと肩の力を抜いてやりたいと思います。

まちづくりというのは、本当に〇〇でなければならないから始まるのではなくて、〇〇したいとか、〇〇でありたいという、そういう思いから始まるものだと思います。それには、まず一回リラックスして肩の力を抜くということがとても大事なことだと思っていますので、和気あいあい楽しくやらせていただければと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

(大貫副会長)

改めましてごあいさつさせていただきます。場所が変わって景色が変わったのですが、気持ち是一緒です。初心忘れるべからずで、新鮮な気持ちで楽しく取り組んでいきたいと思っています。皆さんの協力がないと前にも進むことができませんので、金子会長の足手まといにならないように、とにかく楽しくやっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

(地域総務課長)

ありがとうございました。会長、副会長が選出されたところで、この後の議事につきましては、金子会長にお願いします。

(2) 新潟市防災会議委員の推薦について

(金子会長)

かしこまりました。それでは、次第に沿ってこの先を進めさせていただきたいと思えます。

では、まずここからです。資料2をご覧ください。次第の2番です。「新潟市防災会議委員の推薦について」ということですが、自治協議会へ推薦依頼が市からきております。概要については資料2をご覧くださいまして、前任が金津コミュニティ協議会の青木委員に務めていただいております。いかがでしょうか。皆さんの中で立候補、もしくはこの方を推薦したいという方がいらっしゃいましたら、ぜひご発言いただきたいと

思いますけれども、お願いいたします。

(青木委員)

金津コミュニティ協議会の青木と申します。

私にやらせていただければ、必ずや皆様の期待と信頼に応えられるかと思っておりますので、私によければ推薦してください。

(拍手)

(金子会長)

皆様から拍手をいただきまして、ご異議ないと思っておりますので、青木委員、本当に立候補ありがとうございます。引き続き青木委員に務めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、以上で次第の2番を終わらせていただきます。

(3) 新潟市国民保護協議会委員の推薦について

(金子会長)

続きまして、次第の3番です。新潟市国民保護協議会委員、こちらの推薦も依頼が市からきております。概要につきましては、資料3をご覧ください。国民保護協議会ということで、初めて聞いたという方もおられるかもしれませんが、これは危機管理について、市民目線で意見がほしいという、新潟市全体の審議会になります。こちらに立候補、もしくは推薦がございましたらご発言をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(須藤委員)

勉強を兼ねてやらせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(金子会長)

今、須藤委員から立候補いただきました。ほかに立候補、推薦はございませんか。

では、ほかに手が挙がらないようですので、須藤委員ということで、皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。須藤委員、本当に立候補ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

では、以上が次第の3番ということになります。

(4) 秋葉区自治協議会委員推薦会議構成員の選出について

(金子会長)

では、どんどん先に進めさせていただきます。次第4番「秋葉区自治協議会委員推薦会議構成員の選出」についてということです。秋葉区自治協議会の委員を自分たちで選ばなければならないという仕事があるわけですが、その要となるメンバーということになります。委員改選時などに、委員全体構成の検討、推薦団体の変更、推薦団体からの委員変更の申し出、そういったものを受け付け議論する、そして決定をする委員ということになります。推薦会議の構成としては、施行規則では10名が上限ということになっています。運営要項は、第1号委員から6人を選出するということですね。第2号、第3号委員からは、それぞれ二人を選出するということになっております。どなたになっていただくかということを決めなければならないのですけれども、一応、運営指針では、区自治協議会の正副会長は除外するということになっています。ですので、私と大貫委員以外の方ということになっております。

第1号委員、第2号委員、第3号委員、自分がどこに属するのかというのは、皆さんお分かりですよ。いきなりで恐縮なのですが、今、少し時間をつくりたいと思いますので、だれがこの委員推薦会議構成員になっていただけるかということを決めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。大体5分以内くらいを目途に決めていただければと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

(協 議)

(金子会長)

速やかにご協議いただきありがとうございます。それでは、どのようになったかということをご報告いただいてもよろしいですか。まず、第1号委員。

(小山委員)

では、ご報告させていただきます。第1号委員ですが、2番の蓮沼委員、3番の加納委員、4番の田中委員、7番の長谷川委員、11番の佐藤委員、最後は1番の小山です。私です。よろしくお願いいたします。

(金子会長)

ありがとうございます。では、第2号委員は、伊藤委員からご報告をお願いします。

(伊藤(治)委員)

それでは、第2号委員から発表します。17番の伊藤、19番の長谷川委員になりましたので、よろしくお願いいたします。

(金子会長)

ありがとうございます。では、第3号委員、いかがでしょうか。

(花水委員)

第3号委員は、私、24番の花水と25番の伊藤直委員です。お願いします。

(金子会長)

ありがとうございます。

それでは、以上のように皆様から協議をした結果をご報告いただきましたけれども、今一度確認させていただきたいと思います。秋葉区自治協議会委員推薦会議の構成員でございます。まず第1号委員からは、小山裕史委員、蓮沼義宣委員、加納百合子委員、田中幸一委員、長谷川隆委員、そして佐藤喜代一委員の6名ということですね。第2号委員からは、伊藤治好委員、長谷川啓子委員のお二人。第3号委員からは、花水真由美委員、そして伊藤直委員のお二人ということで、計10名の方をお願いしたいと思いません。それでは、今読み上げさせていただいた皆様、どうぞよろしく願いいたします。

ということで、無事に次第の4番も終了しまして、事務局から何か補足説明とかはございますか。

(事務局)

ただいま決まりました推薦委員の方々、この本会議終了後、推薦会議の座長を決定したいと思いますので、少しお時間をいただきたいと思しますので、お残りいただけますようよろしく願いいたします。

(金子会長)

ありがとうございます。座長はどうやって決めるのでしょうか。

(事務局)

互選です。

(金子会長)

推薦会議の中で。開かれたときということですね。分かりました。補足説明は、以上でよろしいですね。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして次第の4番「秋葉区自治協議会委員推薦会議構成員の選出について」を終わらせていただきます。

(5) 秋葉区自治協議会の部会活動について

(金子会長)

では、次第5番「秋葉区自治協議会の部会活動について」ということで、これも私から簡単に説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。

先ほどの午前中のガイダンスでもお話がございましたけれども、部会は三つの部会、第1から第3の部会と、それに加えて広報部会という構成となっております。第1部会は、土地利用、産業、商店街、観光などです。第2部会が、防犯、防災、健康・医療、福祉、生活交通などの分野を所管するというので、第3部会が、協働、教育、文化、スポーツなどといったことが担当の審議分野となっております。それぞれの部会から2名ずつの委員を出していただきまして、そのメンバーによる広報部会というものがさらに設けられるということになっております。広報部会に関して言いますと、秋葉区自治協議会の活動のPRを担っていただいております、自治協議会の「かわら版」であるとか、「あきはくはつものがたり」というラジオ番組がございますが、そういったところのコーディネートを担っていただくということが主なお仕事となっております。部会としては以上の4種類なのですが、昨年から引き続き今年度の活動としてやっていくことに決定しております「秋葉区民幸福度調査」というものがあったり、秋葉区全体で取り組むということになりました「ひな・お宝巡り」というイベントがございますので、その辺も専門部会、特別部会というものを後日設けるということになってくるかと思われまます。

まず、本日に関しましては、第1部会から第3部会のどこかに皆様に入っていただく、必ず所属していただくということをお願いしたいと思いますので、お手元に「部会所属希望調査書」というものが配られているかと思っております。ご確認くださいませでしょうか。A4の1枚もので、皆さんのお手元にあるかと思っております。こちらに第1部会から第3部会のうちのどこに所属を希望されるかということ、第1希望と第2希望の両方ご記入いただきまして、5月14日までに事務局に提出いただければと思っております。もしすでにお決まりでしたら、今日書いて出していただいても全然かまいません。部会間の人数の調整がある程度必要かと思っておりますので、あまり極端に人数が偏ってしまった場合には、事務局からご相談の電話がいくかもしれないということです。その辺は、またご相談に応じていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次回、5月の本会議終了後に、さっそくその第1部会から第3部会の第1回の会議が開催されるという段取りになっております。その場でそれぞれの部会の部会長と副部会長、あと2名の広報部会の委員を互選で決めていただくということになります。いろいろ決めなければならないことがたくさんございますけれども、ご協力のほどよろしく願いいたします。

ただいまの件につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたら、挙手のうえご発言をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

(渡邊委員)

渡邊です。

確認させていただきたいのですが、参考で下のほうに審議内容、審議分野で一つずつ提案はされてあるのですが、実際に話す内容としては、資料5の第1部会、第2部会、第3部会それぞれに書いてある自治提案事業の中に書いてあるような内容をこれから話し合っていくということによろしいでしょうか。

(金子会長)

ありがとうございます。すでに去年の段階で、ある程度次年度の計画ということで活動の内容が定まっていますけれども、これから自分たちが何を展開していくかということは、当然新しい部会が編成された後に話し合ってください。第7期の例でいきますと、自治協議会の活動というものを一回考えてみようということで、ワークショップをやらせていただいたという経緯もあります。その辺も、どこかのタイミングでざくばらんに話し合える場も設けられたらいいかと、私個人的には思っておりますので、そういったさまざまな機会を通じてこのようなことがいいのではないかと、あくまでも守備範囲はここに書かれているものすべてということになっておりますので、かなり幅広い、ただマンパワーと予算にも限りがございますので、それをいかに有効に活用するかということになります。ぜひ活発なご議論をとおして、どのような刺激を加えれば秋葉区がより元気になるかということ、貴重な機会だと思っておりますので、皆さんで話し合ってくださいと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本当に新任の委員の皆様は、まだこれをとおしてどのようなことをやるのかということが実感として湧かない部分があるかと思っておりますので、ぜひ私に聞いていただいてもけっこうですし、事務局に問い合わせいただいてもけっこうですので、自分がどの部会に所属するかという参考にしていただければと思います。

それでは、以上のような段取りで、5月14日の締切りで事務局にご提出のほどお願いいたします。以上をもちまして、次第の5番「秋葉区自治協議会の部会活動について」を終わります。

(6) 新津健康センターの指定管理者制度の導入について（意見聴取）

(金子会長)

では、続きまして次第6番「新津健康センターの指定管理者制度の導入について」ということで、明間課長ご説明をお願いしたいと思います。

(健康福祉課長)

皆様、こんにちは。秋葉区役所健康福祉課長の明間でございます。それでは、健康福祉センターの指定管理者制度導入についてということで説明をさせていただきます。資料の6になります。新津健康センターについては、現在直営施設となっているところですが、令和4年度、子育て支援センター「新津育ちの森」の健康センターへの移転に合わせて指定管理者制度を導入したいと考えており、この度自治協議会条例の規定により意見を求めるものでございます。

A3の資料をご覧ください。はじめに、指定管理者制度について簡単に説明いたします。資料の右下の部分です。参考として記載している部分になります。指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とした制度です。

指定管理者制度と市直営の違いについて、主な点を説明させていただきます。管理運営主体は、直営では新潟市となりますが、指定管理者制度では、民間事業者等の団体となります。職員は、市の職員ではなく、指定管理者の職員となります。施設の利用許可は、直営では市が行いますが、指定管理者制度では指定管理者が行うことができます。リスク負担については、協議書に基づくこととなりますが、例えば修繕等についてであれば、10万円までの小規模のものは指定管理者が負担をして、それ以上の額の大きなものは市が負担するなどというところをあらかじめ決めておくこととなります。自主事業としては、指定管理者自らが指定管理業務以外の事業を企画して実施することができます。費用は、指定管理者の自主採算となります。資料の指定管理というところの字が「自邸」となっておりますが、そこを訂正いたします。お願いします。

指定管理者制度に移行したとしても、設置者は新潟市であることに変わりはありません。指定管理者制度を導入している区内の施設については、地域のコミセンや駅前の地域交流センター、それから秋葉区総合体育館などの体育施設、文化会館、小須戸老人福祉センターや花の湯館など、多数ございます。

指定管理者制度については以上で、1番に戻っていただきたいと思います。健康センターについて説明します。新津健康センターは、平成6年1月に、市民の健康の保持、増進及び福祉の増進を目的とする施設として設置されました。乳幼児健診や健康相談会、各種健康教室など保健事業を実施するほか、貸館としても使われて、入浴施設も有しております。今後、子育て支援センター「新津育ちの森」を健康センター内に移転する予定で工事に入ります。1階のはつらつホールを2階に移転し、1階部分に「新津育ちの

森」が入ることとなっています。新津健康センター、「新津育ちの森」の施設概要については、記載のとおりでございます。「新津育ちの森」は、すでに指定管理者制度を導入しております。

次に、2番の指定管理者制度の導入の理由です。「新津育ちの森」の移転に合わせて施設を一体的に管理し、民間活力を投入することで、サービスの向上と効率化が見込まれます。民間のノウハウやネットワークを活かし、健康センターと育ちの森を一体的に活用した自主事業や高齢者と子育て世代との交流など、市民ニーズに対応した新たな活動の展開が可能となります。また、施設の包括的な管理、保全及び経費の合理的、効率的運用が期待できます。

3番のスケジュールです。指定管理者制度については来年度から導入し、令和4年4月から令和9年3月までを指定管理期間とする予定です。今後の予定としましては、新津健康センター、「新津育ちの森」の各条例改正案について6月の議会に上程し、その後、指定管理者の公募、選定となり、12月議会に指定管理者指定議案を上程したいと考えております。併せて、工事の予定については、記載のとおりです。

指定管理者制度への移行により、新津健康センターがよりさまざまな年代の方々から健康づくりなどのために活用される施設となることと考えております。説明は、以上でございます。

(金子会長)

ありがとうございました。こちらの件ですけれども、自治協議会への意見聴取ということになっておりますので、ぜひご意見、あるいはご質問でもけっこうです。何かございましたら、挙手してご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(保科委員)

山の手コミュニティ協議会の保科と申します。

この施設の中にお風呂というものがございます。このお風呂、ずっと継続的に維持管理すると、お風呂というのは非常に経費がかさむ部分かと思えます。そして新たにいろいろなものが入ってくる中で、なおかつこのお風呂を継続していけるかどうかというか、けっこう年数も経っていますし、どうなのだろうなど。利用者数からいったら、少しいかがなものかという感じがするのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

(金子会長)

いかがでしょうか。条件としてどうなっているのかということですね。

(健康福祉課長)

お風呂については、今年度も使っておりますし、来年度以降もこのまま使えるところ

は使っていく予定でございます。お風呂をやめるという計画は、今のところ出してはいいないところです。

(保科委員)

これは、育ちの森とか、新たなものが入っていても、スペースとかその辺のところには、休憩室の縮小とか、そういうことはなくて、ポンプが動く限り、設備が壊れない限りは大丈夫と判断してよろしいでしょうか。何年か前にも少し大規模な修繕をされていたようなのですけれども、なかなか難しい設備かなと思うのですけれども、指定管理に移行後、途中で閉鎖とかとなる可能性というのはないのでしょうか。少し疑問でございます。

(健康福祉課長)

ありがとうございます。設備、機械等については見込めない部分もございますけれども、活用できる部分については、このままお風呂も入れて実施していく予定でございます。ただ、お風呂の休憩場所としている大広間については、この度2階の部分をホールにするということになりますけれども、その部分については、2階のロビーのところなどで休憩がとれるような場所を設置する予定としております。

(保科委員)

ありがとうございました。

(伊藤(直)委員)

公募委員の伊藤と申します。

新津健康センターと「新津育ちの森」、これを一体的に管理することになっていきますけれども、結局これは、育ちの森を運営する団体に一切お任せするということと、事実上同じですよ。その点はどうなのでしょう。

(金子会長)

いかがでしょうか。ご回答をお願いします。

(健康福祉課長)

指定管理者については、これから公募という形になりますので、今やっているところからそのまま引き継いでもらうという形ではなくて、公募という形で募集をいたします。

(伊藤(直)委員)

そうすると、育ちの森と新津健康センター全体を、育ちの森を任された団体が、一体的に効率よく運営できるものなのだろうか。どうなのでしょう。

(金子会長)

それは、これからやりたいという人が手を挙げるわけですから、その中にそういう能

力をもった団体組織があるかどうかという見極めが必要だということですよ。

そういう能力をもった管理者をぜひ選んでほしいという、そういうご意見でよろしいでしょうか。

(伊藤(直)委員)

はい。

(伊藤(治)委員)

スポーツ協会の伊藤です。

指定管理者制度というものは、いろいろなところで、文化会館であろうが、体育館であろうが、というところであるのですが、主として目的というのは、やはり行政のスリム化、それから民間活力の応用というか、民間にお任せしますという、それが一番の目的ですよ。だからそれさえしっかりしていれば、今まで行政としてやっていたのだけでも、民間に任せて、少し自由度を与えてやってくださいということですよ。一番の目的というのは、まず行政のスリム化、それから民間活力を利用していきたいという、そういうことでよろしいですよ。

(金子会長)

確認ということだと思いますけれども、改めてその決意を表明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(健康福祉課長)

ご意見ありがとうございます。そうです。民間のアイデア等によって自主事業等も実施できると思いますので、さらに活力ある展開ができるかなと思っております。

(伊藤(治)委員)

そういうことだとすると、細かく言っていたお風呂はどうでしょう、あれはどうでしょうという、そういう細かいことではなくて、大きいことさえ分かれば、その中でやっていっていただけてけっこうだと思います。

(伊藤(直)委員)

健康センターは、区民の健康に関するところを所管するわけですよ。健康診断とか、あるいはその他1階で乳幼児の健診みたいなことをやるのでしょうか。そのようなことを民間の育ちの森の団体が管理できるのでしょうか。こういうことは、区民の健康に関することは、やはり市が直接やるべきではないのでしょうか。運営していった問題が生じたら改めるということも必要になってくるのではないかと思いますので、余計なことですけども、申し上げておきたいと思います。

(金子会長)

それでは、ご回答をお願いします。

(区 長)

すみません。区長から補足といいますか。今、伊藤委員も、この書類における新津健康センターの役割ですとか育ちの森の現在の仕事、サービス内容といったものからそういったご意見もいただいているかと思うのですが、健康センターは、今おっしゃられた乳幼児の健診を直接指定管理者が行うとか、そういう趣旨の施設ではありません。8区の中でも珍しく健康センターに大きな部屋がいくつもあって、貸室として、貸室の利用を行っているセンターでもあるということです。従って、今直営としていますが、シルバー人材センターに受付をお願いして、そうした業務を行ってもらったり、施設管理をしてもらっているという、いわゆる一つの箱物と考えていただきたい。その中に健診室とかがありますから、そこには健康福祉課から保健師なりが行きまして保健事業を行っているというものです。その中で、今回ホールの大きなスペースを利用して、育ちの森が移転するということになります。

そうすると、一つの建物の中に管理者が二つ並び立つことになります。それを、一体利用という形で、そもそもそういった管理ができる業者がいるのか、NPOはどうかというご意見も前にありましたけれども、施設全体として、例えばJVを組むとか、それぞれの得意分野をジョイントできるという制度でもあります。公の施設につきましては、昔は市の直営または市が一定割合以上の出資をした財団法人でなければ管理ができなかったのです。それではサービスが硬直化するということもありまして、地方自治法の改正が行われて、サービスに非常に長けた民間の事業者が管理できるとなって、現在に至っているということになります。

そういう全体の大きな流れを踏まえて、指定管理制度の拡大を続けているということ、をまずご理解いただいたうえで、今後、細かい、具体的にはどうかということ、ご質問いただければお答えします。ありがとうございます。

(金子会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(渡邊委員)

市全体の財政を考えると、指定管理者制度に移行するのは大賛成です。

施設概要の表を作ってくださっているところにある子育て支援センター「新津育ちの森」が、新津健康センターの委託をそのまま受けるということが決まっているわけではなく、この育ちの森の運営はヒューマンエイドがしていくけれども、全体としての運営についてはこれから公募をかけていくということによろしいでしょうか。

(金子会長)

では、明間課長から説明をお願いします。

(健康福祉課長)

指定管理については、一体的に管理をしてくれるところを公募するという形になります。ですので、育ちの森というのは、あくまでも今の支援センターの建物の名前ですので、育ちの森の運営と、健康センターを合わせて管理・運営を担ってくれるところを公募するという形になります。

(渡邊委員)

育ちの森の運営自体も、まだどなたがやるか分からないということですか。

(健康福祉課長)

育ちの森の今の指定管理者は、NPO法人ヒューマンエイドですけれども、指定管理期間は今年度末までとなっておりますので、その後については改めて公募するということになります。

(渡邊委員)

よく分かりました。ありがとうございます。

(金子会長)

もしかするとこの育ちの森の部分に関して、新たに決まった指定管理者からの再委託ということもあり得るということでしょうか。

(健康福祉課長)

再委託といいますか、併せて管理・運営を担っていただけるところということでの募集をしていきます。

(金子会長)

再委託という考え方はないということですか。

(健康福祉課長)

できるところとジョイントを組んで募集に応募してもらおうということになるかと思えます。

(金子会長)

JVなりで体制をつくったうえで、指定管理者になってほしいという、そういう考え方ですね。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

(蓮沼委員)

新津西部コミュニティ協議会の蓮沼です。

前々から育ちの森が健康センターの1階に移るという話は聞いております。今度、指定管理ということで、健康センターと今の育ちの森と両方の管理になるということを知ったのは今日初めてなのですが、新津西部コミュニティ協議会では、こういったコミュニティ協議会会館というものを今現在もっていなくて、ぜひコミュニティ協議会会館を造っていただきたいということを前々から市にお願いしていたわけなのですけれども、この健康センターが指定管理者制度に移るとなると、非常に魅力的だなと思っていたのです。ただ、育ちの森の運営もだと言われると、これはなかなかやれるところはないなと感じています。そうすると、今NPOヒューマンエイドがやっておられるということなのですけれども、こちらが継続で応募してくるのではないかと。そうすると、今、はつらつホールが1階にあるものが2階に移るのですが、この健康センター全体が育ちの森の運営になってしまうのではないかと、非常にその懸念があるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(健康福祉課長)

育ちの森については、今のはつらつホールの部分を改修して、そこに子育て支援センター育ちの森ということで入る予定としておりますので、センター全体が育ちの森になるということではございません。

(蓮沼委員)

そうなのですけれども、でも実態的になってしまうのではないかと。はつらつホールが本来のはつらつホールではなくなってしまうのではないのかなという、そういう心配があるということです。

(金子会長)

今、話が少し食い違っていると思うのですけれども、ヒューマンエイドがもし指定管理者になったということを仮定したときに、全体が育ちの森色になってしまうのではないかと、というお話をされていたかと思います。それに対するお考えは。

(健康福祉課長)

こちらで公募するにあたっては、仕様書を作りまして、業務内容とどのような形での活用かということもすべて出していきたいと思っておりますので、そこに沿って会館の運営をしていただくという形になります。

(金子会長)

とは言え、誰ができるのかという話をしているのですよね。

(蓮沼委員)

そうは言うけれどということで。

(金子会長)

ですから、先ほどのご説明だと、共同企業体みたいなものを組んで、そういった形で指定管理にエントリーしてきてほしいということかなと私は解釈しましたが。

(坂口委員)

阿賀浦コミュニティ協議会の坂口です。

今のところをずっと聞いていまして、それぞれ別機能のものを一緒にするわけですが、それをサービスとして提供できるところが、自分の専門分野のところのプラスアルファとして考えた場合に、どちらかのサービスが落ちるのではないかという危惧があるのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

(金子会長)

では、お考えをお願いします。

(健康福祉課長)

JVというところにつながるのかもしれませんが、自分ができるところとできない部分があれば、建物の維持管理といいますか、ビルサービスみたいな感じのところと手を組んで実施ができるような方法を取って公募していただきたいと思うところなのです。

(坂口委員)

ほかにこのパターンのような例というのは、もうどこかにあるのですか。こういうサービスとこういうサービスを共有しているような例というのは、私は知らないのですが、そういうものはどこかにはあるのでしょうか。

(金子会長)

指定管理者は、かなり一般的にそういう事例はあるかと思います。ビル管理会社プラス専門的なノウハウをもっているところが共同企業体をつくってとるという、よくある話だと思いますので、それを期待しているということですよ。

(坂口委員)

機能をもっているところと契約して、それがまた別のところと契約してということになるかもしれないということですか。

(健康福祉課長)

再委託ではなくて、はじめから共同体を組んでいただいて、公募してもらうということになります。

(金子会長)

よろしいでしょうか。

(田中委員)

満日コミュニティ協議会の田中です。

今聞いておまして、確かに箱型がたくさんあって、維持管理は大変だなと、特に秋葉区も多いという話は以前から聞いております。そうした中で、こういう箱型を有効に活用して民間から使ってほしいということから出ているのかなと私は思ったのですが、ただ一つ、質問は、例えば今現在なのでしょうけれども、健康センターで、例えばいろいろな施設の設備ということで、栄養指導室とか機能訓練室とか、こういう部屋の名前で書いてありますけれども、私もよく知らないところがあるのですが、実際にそういうことをやっているということを考えてよろしいのでしょうか。そして、これから、先ほど言った仕様書という話との絡みなのではございますけれども、その辺のところをこれから管理する指定管理者で、そういうもので活用してくださいと。そうでないと条件として利用できませんよということをおっしゃっているのでしょうか。

(健康福祉課長)

貸し出しになっている会議室、はつらつホール、個室等がありますけれども、そのほかは市の保健事業の際に使っていた部屋でございます。栄養指導室、機能訓練室は今までもあった部屋になります。

仕様書を提示して、これに合う形での管理・運営ができる場所ということで、手を挙げてもらうという形になります。

(田中委員)

これに合うというような、その辺の意味、これに合うというのは、これにというのは何でしょうか。

(健康福祉課長)

それが業務内容を記載した仕様書ということになります。

(金子会長)

現行の機能をベースとしたと考えていただいてよろしいでしょうか。

(健康福祉課長)

そうです。

(金子会長)

ほかにいかがでしょうか。

(伊藤(治)委員)

スポーツ協会の伊藤です。

結局、現在の育ちの森の外観とありますけれども、こちらは全部壊してしまって、何

かほかにするわけですか。それでもって、今現在の健康センターがあるので、そちらの1階に育ちの森が移転してくると考えていいのですか。現在の育ちの森の外観、こちらの建物は、もうすべて撤去するというか、そういうことなのでしょう。

(地域総務課長)

副区長兼地域総務課長の古俣です。

今、育ちの森が入っている建物、隣にはハイランク食堂があり、さらに2階には市民会館の会議室がある建物ですけれども、こちらは随分老朽化しております。育ちの森の中に入ったことがある方はご存知だと思いますけれども、雨漏りがひどくて、実は紙おむつで雨漏りを抑えているような、そういうところも見受けられます。いずれにしましても老朽化がひどくて、この建物自体はもう数年ほどで解体したいと考えているところです。まだその辺のロードマップは内部で調整ができていないのですけれども、今回育ちの森は、先行して健康センターに移転させていただくということでございます。

(伊藤(治)委員)

よく分かりました。要するに、現在のところは、老朽化していて、数年後にはなくしてしまうから、育ちの森を現在の新津健康センターにもっていくと。ということで、建物が一つになってしまうと。建物が一つになってしまうから、そこを指定管理者にお任せするという考えですね。それでよろしいですね。

(地域総務課長)

そのとおりです。

(伊藤(治)委員)

どうもありがとうございました。

(金子会長)

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

たくさんのご意見、ありがとうございました。今、本当にさまざまな視点からご発言いただいたわけなのですけれども、取りまとめをさせていただきたいと思います。まず、1点目としては、お風呂という話が最初にありました。趣旨としては、お風呂に限らずということだと思えるのですけれども、建物の維持管理というものが突発的に発生する可能性があるということですので、その辺の維持管理、そういったところの方向性というのは柔軟に検討して、その都度慎重に検討して、かつ柔軟に対応してほしいといった、そういった趣旨のご発言だったかなと。あのビルは、何年になりますでしょうか。

(健康福祉課長)

健康センターは、平成6年の1月からです。

(金子会長)

まだもう少し大丈夫だということですね。分かりました。やはり建物ですので、その維持管理のことについては、非常に関心をもってということでご意見をいただきました。

2点目というのは、指定管理者制度のメリット、目的であります行政のスリム化というところと民間活力の活用という、この2点ですね。それをしっかりと捉えて、活かされるような運用をお願いしたいという、そういったところでご意見をいただきました。

あと、本当にもっともたくさんご意見をちょうだいしたのが、指定管理に移行することによって、健康センターがもっていた機能が低下するのではないかという危惧が皆さんのおありだったのですけれども、その辺の専門性をしっかりと担保しつつ、かつそれぞれの専門性を全体として一体的に上手に回せるような、そういう管理者を選んでほしいという、そういったことに集約されるかなと思います。

以上、3点を添えまして自治協議会の意見としてご提出させていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、以上をもちまして、次第の6番「新津健康センターの指定管理者制度の導入について」を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(7) その他

ア 令和3年度秋葉区自治協議会全体会開催日程について

(金子会長)

では、次第の7番の「その他」に入らせていただきます。まず、「令和3年度秋葉区自治協議会開催日程について」ということで、資料番号はありませんけれども、日程の一覧表がお手元にあるかと思えます。そちらをご覧ください。すでに1年分決まっております。今月は例外的に4月23日ということで、第3金曜日ということになりましたけれども、基本的には毎月最終金曜日の午後1時半ということですね。第2回から第12回はそのようにスケジュールされているかと思えます。これも基本的にはなのですけれども、会場はこちらの部屋になります。ただし、時々ほかの会場を使ってやる。せっかく秋葉区にはさまざまな場所がありますので、そういったところに足を運んで、その場の空気を感じながら会議を行うといったようなこともある可能性が大いにありますので、その場合は、その都度事務局からお知らせがございました。

それから、大事な点なのですけれども、来月からオンラインという可能性が出てきております。秋葉区自治協議会は、昨年度のうちに全市のほかの7区に先駆けて、オンラ

イン会議というものを1回実験的にやって、成功したという実績をもっておりますので、その点については、本当に事務局の皆様の多大なるご尽力があつての話なのですが、そういったことも選択肢として勇気をもって選ぶことができるということかと思ひます。ご希望される方は、三日前まででよろしいでしょうか。事務局に、次回はオンラインで参加させてもらいますということをご連絡いただければと思ひます。それから、従来通りの保育室の利用も可能になっていますので、対面で、リアルで参加されて、かつお子様を預けたいということも選択肢としてありますので、そちらも三日前までに事務局にご連絡をいただければと思ひます。

それから、いろいろと初回からさまざまなお願い事、連絡事項がありまして恐縮なのですが、昨年度から、実は事務局といろいろ相談させていただいたことがあります。連絡先の共有と資料のデータ送付についてというA4の紙をご覧くださいませでしょうか。従来は、私たち秋葉区自治協議会のメンバーには、ほかの委員も含めた名簿という形では、お名前と所属肩書のみが書かれたこういう一覧表が配布されていたのですが、2年間、第7期で活動させていただいたときに、ほかの委員と連絡を取りたいということがけっこうあつたりするのです。そもそも同じ組織の仲間なので、お互いの連絡先を事務局だけが知っていて、私たちが知らないというのはどうなのだろうかという素朴な疑問がございました。もちろんこの辺は個人情報などにもかかわつたりすることがありますので、共有できる情報を、その範囲内において我々も共有したほうがいいのか。特に部会活動などは、お互いに連絡を取り合ったほうが絶対にスムーズにいきますし、そもそもこれだけ秋葉区のキーパーソンが集まっています、ネットワークが機能しきれないというのはもったいないのではないかとこのところから、無理にとは言いませんけれども、共有できる連絡先を皆さんから教えていただき、それを私たち委員の間だけで、部外秘というものがつくつと思うのですが、共有したいということをご提案したいと思っております。そういう趣旨で、こちらの締切りは令和3年5月14日までとなっていますけれども、連絡先の共有と資料のデータ送付についてというところをお出しいただきたいと思っております。

これをお出しいただくには、もう一つ意味合いがございまして、先ほどオンライン会議などという話もありましたけれども、世の中のデジタル化が本当に前の方に加速的に進んでいまして、後戻りする気配がまったくございません。ということで、行政の会議も例外なくだと思つたのですが、電子化できるものは電子化していくというのが世の中の趨勢になっております。これも、従来はどのようになつていたかと言うと、事前の送付資料を一つ一つ封筒に詰めて、全委員に郵送していたわけですから、その手間とい

うのは、今の時代に逆行していないかという疑問もございまして、事前の送付はメールでもいいではないかと思ってお提案をした次第です。ですので、これも事前の送付も紙でなければ自分は不都合だということがあれば、そのようにおっしゃっていただければけっこうなのですけれども、電子データでもかまわないという方はそのような扱いをさせていたきたいと思っていますところです。ただし、電子データとして送られてきたものを、わざわざ一人一人が印刷して持ち込むというのは、忘れてしまったということも出てきかねませんので、そこのところは事務局の方に、当日分は印刷してここで見られるように用意はしておいていただけるということをお願いしたいと思っております。

以上2点が私からのご提案ですけれども、いかがでしょうか。皆さんからもご意見なりご質問なりをちょうだいできればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(渡邊委員)

発展的にということなのですけれども、メールアドレスをグループにさせていただけると情報共有がしやすいかなと思うのですけれども。

(金子会長)

メーリングリストを作ってほしいということですね。

それはまた検討が必要かと思えますけれども、一応ご意見として受けたまわっておきます。

ほかにいかがでしょうか。

(坂口委員)

阿賀浦コミュニティ協議会の坂口です。

今、メールアドレスとか資料の話聞いたのですけれども、会議をするときもそうなのですけれども、こういう資料を直接紙でこうやっていますけれども、逆にタブレットとか、そういうツールで会議ができれば、そちらのほうがいいのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

(金子会長)

さらに進歩的なご意見をちょうだいしました。一応、この下のほうにも書いてあるのですけれども、会議当日の資料の用意は必要ないという方は、ここにチェックをしていただければ、その方の座席には紙の媒体は置かないということでご配慮いただけたと思います。

(坂口委員)

そういう材料を用意するのはいかがかなということ。

(金子会長)

ありがとうございます。それも十分可能な範囲だと思います。中にはいらっしゃるかもしれません。地球温暖化が気になって紙は一切使いたくないという方も。実際、私の周りにもいらっしゃるので。印刷するなというくらいの方が。そういった選択肢も取れるようにしていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、皆様、お手元にあります連絡先の共有と資料データの送付についてという紙を、これもよろしければ今日出していただいてもかまいませんが、締切りが5月14日となっております。ご協力お願いいたします。

イ 地域活動における感染症対策ガイドについて

(会長)

では、続きまして、その他のその次です。その他の二つ目として、「地域活動における感染症対策ガイドについて」ということで、こちらを地域総務課の伊藤課長補佐からご説明をお願いします。

(地域総務課長補佐)

皆さん、お疲れさまです。私からは、手短にご紹介させていただきたいと思います。

先日、新潟日報でも取り上げていただきました、皆様にお配りしたこの「地域活動における感染症対策ガイド」のご紹介です。各自治会、コミュニティ協議会には、すでに配布させていただいております。地域で回覧等でご覧いただいた方もいらっしゃるかもしませんが、正しくこのコロナウイルスのことを理解しながら、地域の活動を少しずつ興していただければということで、新潟市が作らせていただいたものです。今回、さらにDVDができあがったということで、各自治会、町内会、それからコミュニティ協議会へは、来週からこちらのDVDを送らせていただきます。数に限りがありますので、地域でお集まりの際などに皆さんで共有していただければと思っております。ぜひ皆様からも、少しずつこういったものを参考にしながら、地域の活動を興していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(金子会長)

ありがとうございます。本当にこの春に完成したばかりのものなのですからけれども、これはとてもいいものができたのではないかと思っております。感染症が怖くて、今まで皆、とにかく何でも自粛をしなければいけないみたいな思いがあったのではないかと思うのですけれども、そこを過剰になり過ぎてしまい、反応し過ぎてしまいますと、社

会がまったく止まってしまうということになります。新潟市がこのようなガイドを設けてくれたことにより、それを見ながら個々で判断して、できることからやっていくという考え方に変えていく必要があると思います。人が集まる機会ということを主催することが多い立場の皆様だと思いますので、まず率先してご活用いただけるといいのではないかと考えております。

それでは、せっかくの機会ですので、何か情報共有したいことなどがございましたら、ほかの委員の皆様もご発言いただきたいと思いますけれども、何かある方、どうぞ、手を挙げてご発言いただきたいと思います。

(渡邊委員)

渡邊です。宣伝を二つさせてください。

一つは、サンマーケットということで一箱古本市を今日、明日とやっております。新津本町で、郵便局の前の通りの線路側にずっと向かって行って右側のところにあるのですけれども、明日も開催しております。本が好きな方、ぜひお立ち寄りください。

もう1点は「ハグママ」ということで、周産期の女性、産後の女性が頼れる場所が少ないということで、第1金曜日と第3金曜日の10時から新津健康センターで、赤ちゃんを一旦お預かりして、お母さんはゆっくり休んでねという活動を始めております。もしお近くで赤ちゃん、好きなだけけれども少し疲れていそだなという方がいらっしゃいましたら、ぜひつないでいただけたらと思います。

(金子会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。何か共有したいことがございましたら、どうぞお願いします。よろしいですか。

では、ほかにないようであれば、以上をもちまして議事を終了したいと思います。では、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

3 閉会

(大貫副会長)

皆さん、大変ご苦労さまでした。今日、皆さんの机の上に上がっている秋葉区の地域福祉計画の冊子がありますよね。これが一番最初にできたとき、社会福祉協議会も一緒になって作ったものなのですけれども、そのときに、ワークショップの指導をくださった方が金子会長です。すごく縁を感じるのですけれども、そうやってワークショップを行うときに、金子会長が指導してくださって今に至っているのだなと思って眺めていました。地域で活動する方たちは、本当にエンドレスです。私たちは新年度になると

この事業、この事業といろいろな取組みをしていかなければいけないのですけれども、地域の人たちからは、また何をさせるのだろうかとか、何をしなければいけないのだろうかという声もたくさん聴きます。本当に一番分かりやすい形で届けるには、皆さんが地域の人たちの声を拾ってこないか、と思うのです。ですので、実際の活動に携わっている人たちの声をしっかり拾って、進んでいけたらいいのではないかということを感じました。1年間、いろいろな取組みをしながら、皆で連帯意識をもてるような、コロナ禍の中でも連帯意識を生み出せるような活動の仕方をやっていけたらいいものになるのではないかと思います。皆さんの真心と素晴らしい協力を期待しています。よろしくお願ひします。以上です。